

旭福第 1596 号
令和5年2月17日

旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 山岸 弘樹 様

旭区福祉保健課長
石津 雄一郎

令和5年 民生委員・児童委員及び
主任児童委員の欠員補充の実施について（依頼）

立春の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、旭区福祉行政にご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年12月1日付で民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選では大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

現在、一斉改選で候補者の推薦が無かった地区等で欠員が生じています。

つきましては、関係する自治会町内会及び地区連合自治会町内会におかれましては推薦候補者の選出をお願い申し上げます。

なお、関係書類一式につきましては、該当する自治会町内会長様及び地区連合自治会町内会長様へ個別に郵送いたします。

最後に、旭区連合自治会町内会連絡協議会の皆様におかれましては、地域福祉推進のため民生委員・児童委員及び主任児童委員の選出について、お力添えくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

【添付資料】

令和5年民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

【問い合わせ先】

旭区福祉保健課
担当：江原、清水
電話：954-6101

令和 5 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 5 年につきましては、欠員となっている地区の補充及び増員地区の候補者の推薦（7 月・12 月委嘱）について、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	令和 5 年 7 月 1 日付け委嘱の場合 ⇒ 令和 5 年 3 月～4 月 令和 5 年 12 月 1 日付け委嘱の場合 ⇒ 令和 5 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

2 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料 4 「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 新たな候補者の方に対し、資料 8 「紹介用チラシ」等をご活用いただき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について御説明いただくことやご質問等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須でお願いします。

3 令和4年11月～5年1月に実施したアンケート等について

多くの皆様にご回答にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえ、市として推薦事務の改善や民生委員・児童委員の活動支援に向け検討を進めていきます。集計結果等については、今後別途報告いたします。

なお、アンケートをご依頼する際、「活動費や会費負担」に関するご質問を多くいただきました。

アンケート結果も踏まえ引き続き整理してまいります。今回は、資料3「役割と活動」に対象経費や目的等について説明を追記するとともに、候補者の方へお渡しいただくための紹介用チラシを新たに作成し、活動費等についても明記しました。

4 ポスター等について

新たに候補者となる方へお渡しいただく等、よろしければご活用ください。

	主な掲載内容
紹介用チラシ	日ごろの活動内容、活動費や会費負担、民生委員児童委員協議会・行政との関係など、新たに候補者となる方に向けたご説明
リーフレット	働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載
ポスター	民生委員・児童委員のPR

5 添付資料

資料1 令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

資料2 推薦（委嘱）の手続図

資料3 役割と活動

資料4 資格要件と推薦手続

資料5 現員数一覧

資料6 リーフレット

資料7 ポスター

資料8 紹介用チラシ

担当：健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

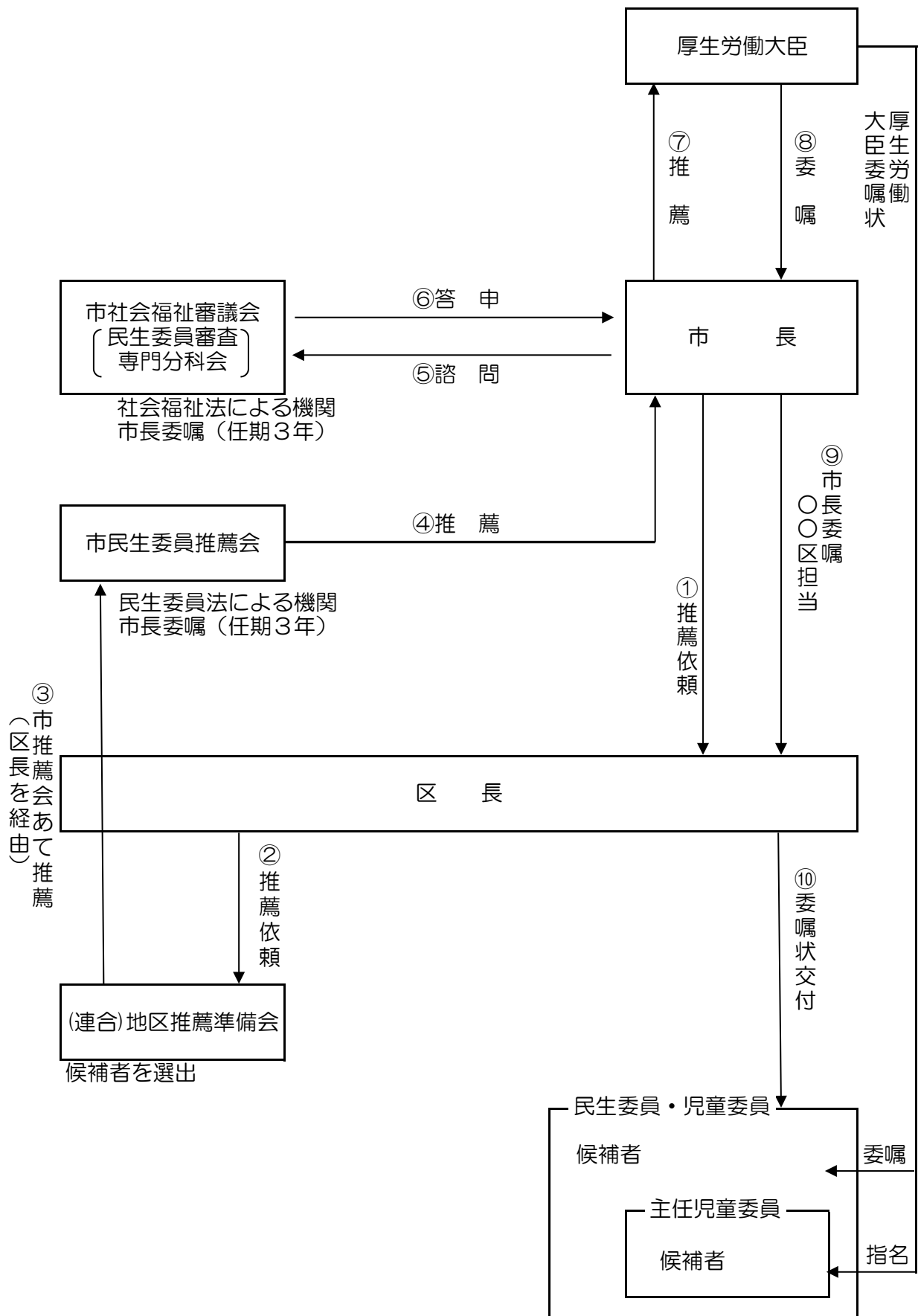
電話：671-4046 FAX：664-3622

令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和5年7月1日付け委嘱	令和5年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年 7月 1日から 令和7年11月30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催	
	中旬		
	下旬		
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7月	上旬	令和5年7月1日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		連合・地区へ推薦依頼 連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催	
	中旬		
	下旬		
11月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		令和5年12月1日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

資料 2

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円（1 か月あたり 5,350 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 7,500 円（令和 4 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
旭区社協会費	地区ごとに徴収	旭区社協会員規程に基づく年会費・1 地区 5,000 円
合計	7,500	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>◆新任 74歳まで （昭和23年4月2日以降出生） ※できるだけ68歳（昭和29年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 74歳まで （昭和23年4月2日以降出生）</p> <p>◆新任 58歳まで （昭和39年4月2日以降出生） ※できるだけ54歳（昭和43年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 64歳まで （昭和33年4月2日以降出生） ※できるだけ60歳（昭和37年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7（2025）年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。

「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和4年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覽

計	民生委員・児童委員					主任児童委員					合計			
	定数	現員数			欠員数	定数	現員数			欠員数	定数	現員数		
		男	女	計			男	女	計			男	女	計
計	4,205	869	2,958	3,827	378	530	23	461	484	46	4,735	892	3,419	4,311
鶴見区	305	80	214	294	11	34	7	26	33	1	339	87	240	327
神奈川区	282	46	204	250	32	36	1	32	33	3	318	47	236	283
西区	123	26	81	107	16	12	1	11	12	0	135	27	92	119
中区	165	31	120	151	14	26	2	18	20	6	191	33	138	171
南区	249	60	167	227	22	33	1	31	32	1	282	61	198	259
港南区	261	41	198	239	22	30	1	27	28	2	291	42	225	267
保土ヶ谷区	255	44	184	228	27	46	1	40	41	5	301	45	224	269
旭区	293	49	209	258	35	40	2	29	31	9	333	51	238	289
磯子区	214	43	145	188	26	20	2	15	17	3	234	45	160	205
金沢区	248	38	170	208	40	32	0	30	30	2	280	38	200	238
港北区	376	81	266	347	29	46	1	45	46	0	422	82	311	393
緑区	204	39	153	192	12	23	0	22	22	1	227	39	175	214
青葉区	297	45	232	277	20	32	0	29	29	3	329	45	261	306
都筑区	166	46	107	153	13	20	3	14	17	3	186	49	121	170
戸塚区	303	73	216	289	14	38	0	35	35	3	341	73	251	324
栄区	149	39	97	136	13	14	0	14	14	0	163	39	111	150
泉区	168	53	100	153	15	24	1	20	21	3	192	54	120	174
瀬谷区	147	35	95	130	17	24	0	23	23	1	171	35	118	153

自治会町内会の皆様から地域の方へお声がけいただく際にご活用ください。



民生委員・児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています



日ごろの活動

- 見守り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

写真②



地域ケアプラザでの相談支援

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 定例会や知識習得やスキル向上の研修を行っています

写真③



地域の親子の居場所
「子育てサロン」

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

次のようなご相談は
役割ではありません

- ×身の回りの世話をしてほしい
- ×お金を貸してほしい
- ×子供を預かってほしい
- ×保証人になってほしい
- ×救急車へ同乗してほしい

活動費の支給と会費のご負担について

<活動費の支給> 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円(1 か月あたり 5,350 円)の活動費を、区役所から年2回に分けて支給しています。

<会費のご負担> 年間 7,500 円(令和4年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
旭区社協会費	地区ごとに徴収	旭区社協会員規程に基づく年会費・1地区につき5,000
合計	7,500	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

リーフレット

働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載しています。横浜市のホームページでも、ダウンロードできますので、ご覧ください。(検索：横浜市 民生委員)



担 当:旭役所福祉保健課運営企画係 連絡先:045-954-6101





横浜市民生委員
児童委員協議会
会長 宮田 光明

一緒に活動しましょう

地域の身近な相談相手として、「民生委員・児童委員」は必要な支援を行っています。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動を続ける「民生委員・児童委員」について知ってください。

私たちは日ごろ自治会・町内会、地域ケアプラザや社会福祉協議会などと一緒に活動していますが、研修やサポートなどさらに活動しやすい環境づくりを進めています。

「仕事のため平日の活動は難しい」「子育てや介護に忙しい」方も、ぜひ一緒に第一歩を踏み出してみましょ。

活動の様子



見守り活動



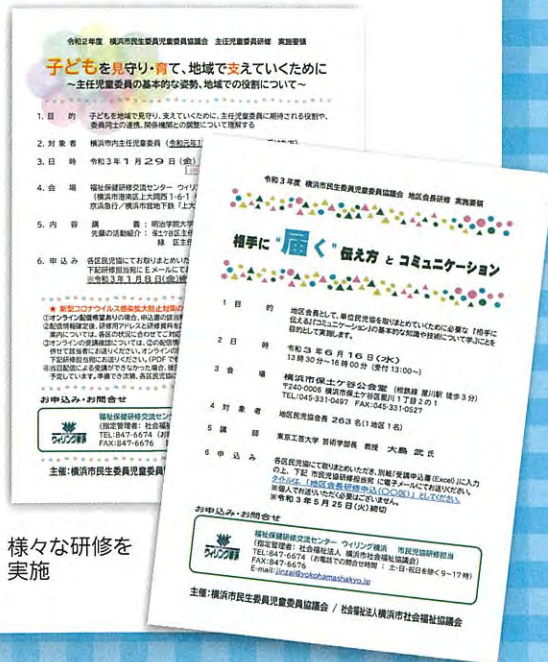
地域ケアプラザでの相談支援



地域の親子の居場所「子育てサロン」

横浜市 民生委員児童委員

検索



様々な研修を
実施

民生委員・児童委員

～様々な世代の方が地域で活動しています～



民生委員・児童委員とは

それぞれ担当する区域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。任期は3年で、再任できます。

住民の個別の相談を受けるため、民生委員は守秘義務があります。

主任児童委員とは

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。

地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。



※お住まいの地域の民生委員・児童委員については、各区役所福祉保健課にお問い合わせください。

各区民生委員児童委員協議会事務局（区役所福祉保健課）

鶴見区 ☎510-1791	保土ヶ谷区 ☎334-6311	青葉区 ☎978-2433
神奈川区 ☎411-7132	旭区 ☎954-6101	都筑区 ☎948-2341
西区 ☎320-8436	磯子区 ☎750-2411	戸塚区 ☎866-8418
中区 ☎224-8151	金沢区 ☎788-7820	栄区 ☎894-6963
南区 ☎341-1181	港北区 ☎540-2339	泉区 ☎800-2401
港南区 ☎847-8432	緑区 ☎930-2328	瀬谷区 ☎367-5710

横浜市内で、約4,500名の方が活動しています。

あなたの仕事や子育ての経験を生かして、
一緒に活動しませんか？

横浜市民生委員児童委員協議会事務局
横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内
TEL 045-201-8618
FAX 045-201-1620

横浜市健康福祉局地域支援課
横浜市中区本町6-50-10
TEL 045-671-4046
FAX 045-664-3622

発行 令和4年2月



働きながら、活動している3名の方にお話を聞きました。

※ 任期は令和4年2月時点



白石 喜明さん (磯子区 会社員)
1期目(3年目)

週5日フルタイム勤務、土日休み

民生委員 児童委員

Q 民生委員になったきっかけは？

A 顔見知りの自治会長から声をかけられたのがきっかけです。平日の日中も活動ができる自治会長から「何かあればフォローする」と話があり、地域のバックアップがあれば活動ができると思い承諾しました。

Q どのような活動をしていますか？

A 月初めの休日に2時間程度かけて、地域を回っています。見守り対象者の自宅を一軒一軒訪ね、玄関先で少し話をしています。



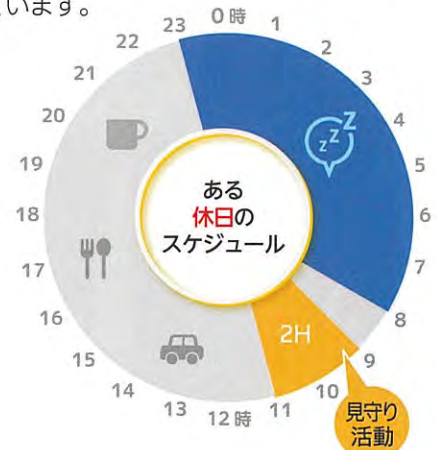
地域のイベントで地域の方々と交流

コロナ禍においては、直接会えないので、ネットで見つけたトピック(例えば、特殊詐欺への注意など)に自分の顔写真や連絡先、コメントを添えたチラシを自作し、ポストに投函しています。チラシは、平日夜や仕事の合間に作成しています。

地区の方々には、平日は働いていて、活動が難しいことは理解していただいています。

Q 地域活動をする事への不安は？

A 既に消防団に参加しており、地域に仲間がいるので地域活動に対する不安はありませんでした。また、現在の地域に今後も住み続けたいので、何か貢献できないかと思っています。



相馬 奈美子さん (瀬谷区 学校事務)
1期目(3年目)

週5日フルタイム勤務、土日休み
(ただし、隔週で土曜日の午前中勤務あり)

Q 民生委員になったきっかけは？

A 最初の地域活動は、輪番制の自治会活動で、その後、自治会の役員を務めていました。地区の民生委員が退任することになり、声がかかりました。その時はまだ、民生委員の活動については詳しく知りませんでしたが、地域に恩返しができたらと思い引き受けました。

Q どのような活動をしていますか？

A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。平日に行われるため、なるべく仕事を調整して、参加するようにしています。

見守り活動は、休日に月1・2回、2時間程度、受け持つ地域の世帯を訪問し、自宅に戻ってきてから、その記録をしています(自分のためのちょっとしたメモです)。

また、研修会等があり、日程が合えば参加するようにしています。

Q 他の民生委員と連絡を取り合うことはありますか？

A 地区の民生委員間でグループラインがあり、定例会がない時でも、悩み事などお互いに相談しています。自分が知らない情報などを教えていただくこともあり、活動する上でとても助かっています。



主任 児童委員



蒲谷 昌子さん (保土ヶ谷区 美容師)
2期目(4年目)

週5日フルタイム勤務、月土休み

Q 主任児童委員になったきっかけは？

A 子ども会の会長をしていた際に、自治会長から声をかけられたのがきっかけです。主任児童委員について説明を受ける中で、仕事をしていても大丈夫だと伺い、引き受けることにしました。

Q ご家族の反応は？

A 夫は地域で何かやりたいという気持ちがあり消防団に入っているため、地域活動に対して理解があります。子どもも子ども会に小さい時から参加していたので、違和感がないようです。

Q どのような活動をしていますか？

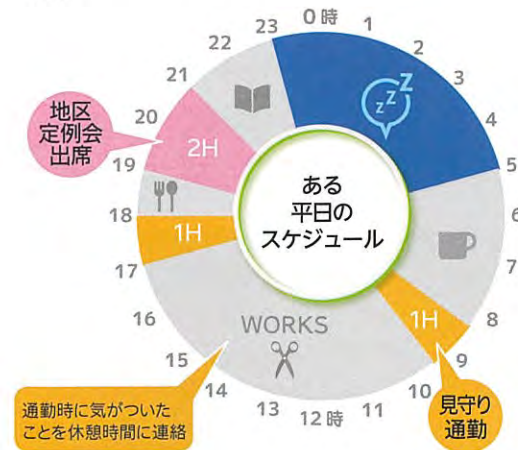
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。地域の会議は、自治会・町内会役員の方からも情報を得ることができる貴重な機会です。

主に平日に活動しており、出勤・帰宅途中に子どもの様子を見て気づいたことを小学校や中学校等に連絡するようにしています。連絡は、仕事が休みの平日や仕事の合間、帰宅後などにしています。また、休日に地域の方から子育てなどの相談をメール等で受けることもあります。

その他にも、週1回朝の通学時間帯に、小学生の登校見守り活動に参加しています。



区役所で打合せ



Q

その他の民生委員・児童委員の方によかったことを聞いてみました。

近所を歩いている時挨拶をされたり、相談いただいた方からお礼を言われた時はうれしいし、やりがいを感じます。



活動を通して、地域の方々とのつながりをもつことができました。また、新たな出会いもあり、人脈が広がります。

地域の子どもの成長していく姿が、頼もしくも喜ばしくもあります。

研修は個人では行けない施設の見学や普段聞くことができない話があり、自己啓発につながります。また、家族が同じような悩みで困った際に、知識があり助かります。

活動は、自分のペースで。新しい発見もあるかもしれません。明るく、楽しく活動しましょう!



横浜市民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」